

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

発達の問題になる幼児、児童数の増加に伴い、不安や困り感を抱えた家族も多くなっており、それらの子ども(本人)と保護者、家族への支援をライフステージごとに成人期まで切れ目なくつなげていく体制整備を図っていく。



成果

発達支援センターの開設

ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うための中核的な支援機関として発達支援センターを開設し、保健、福祉、教育、就労の各分野と連携し、継続して専門的、総合的な相談支援を行う。早期発見、早期療育の観点から当分の間は、学齢期までの相談体制の充実を図るが、必要な専門職を確保し、将来的には成人期までの相談体制の構築を目指す。

事業内容

【学齢期までの相談体制の構築】

特任指導主事(教員OB)、保育士(幼稚園教諭)、社会福祉士等を配置し、教育委員会と連携して就学支援に対応し、幼児期から学齢期へのスムーズな連携体制の構築や、小中学校(教育)と福祉サービス事業所(福祉)との連携体制の構築を図った。

将来的には成人期までの一貫した相談支援体制の構築を図るため、必要な専門職の確保に引き続き努めていく。

【発達支援のための庁内ガイドラインの策定】

関係課が参加し、発達支援体制整備について協議する「三島市障がい児者発達支援庁内連絡会」において、乳幼児期から成人期まで継続して相談対応、支援を提供するために必要な手段、方法等を明文化、明確化し、共通理解を図ることを目的に、「三島市発達支援のための基本指針(庁内ガイドライン)」を検討し、策定した。

